

● 審判・調停の手続について

Q1 家庭裁判所への申立てをするには、どうすればよいのですか。

申立書、手数料、郵便切手などのほか、情報提供の手続によって年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれから交付された「**年金分割のための情報通知書**（離婚前の申立てについては情報提供日が申立て日から1年以内のもの、離婚後の申立てについては情報提供日が離婚後のもの）」が必要になります。年金についての情報提供や年金分割の請求先等についての詳細は、後記の「**年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……**」欄記載の各窓口にお問い合わせください。（申立書用紙は、裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができます。）



Q2 申立ては、どこの家庭裁判所にすればよいのですか。

審判の申立てについては、申立人又は相手方の住所地を受け持つ家庭裁判所、調停の申立てについては、相手方の住所地を受け持つ家庭裁判所ですが、いずれについても、申立人と相手方が合意で定めた家庭裁判所にすることもできます。ご不明な場合は最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

Q3 家庭裁判所に対する審判又は調停の申立ては、いつまですることが出来ますか。

年金分割の請求は、原則として離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合にはできなくなるものとされています（⇒ **Q5** 参照）。したがって、家庭裁判所に対する審判又は調停の申立ても、原則として離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合にはすることができません。

● 審判・調停後の手続について

Q4 年金分割の請求手続とは、どのようなものですか。

当事者間で合意した分割割合等について年金分割を請求すること及び合意した分割割合を証明する書面の作成等がされ又は裁判手続により分割割合が定められた後、実際に離婚時の年金分割制度を利用するためには、年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかで年金分割の請求手続をする必要があります。具体的な請求手続については、最寄りの年金事務所、各共済組合又は私学事業団にお問い合わせください。

Q5 年金分割の請求手続は、いつまでできるのですか。

年金分割の請求には、請求期限が定められており、**原則として離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合には、請求できないこととされています。**ただし、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過する前に家庭裁判所に審判等の申立てをした場合には、分割割合を定める審判が確定し又は調停が成立したのが離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した日以後であったときでも、例外的に、分割割合を定める審判が確定した日又は調停が成立した日の翌日から起算して1か月を経過するまでは年金分割の請求ができる旨定められています。したがって、離婚をしたときから2年を経過して分割割合を定める審判が確定するなどした場合において、離婚時の年金分割制度を利用するためには、当該審判確定等の日の翌日から1か月以内に、年金分割の請求手続（⇒ **Q4** 参照）をしなければなりません。

Q6 家庭裁判所における審判等で分割割合が定められた場合に、年金分割の請求をする際、添付すべき資料として何が必要になりますか。

年金分割の請求の際に必要なとされる資料のうち、家庭裁判所で交付されるものは、以下のものになります（これらの家庭裁判所で交付される資料の入手方法については、最寄りの家庭裁判所でお尋ねください。）。

- ◆ 審判（判決）の場合……審判（判決）書の謄本又は抄本及び確定証明書
- ◆ 調停（和解）の場合……調停（和解）調書の謄本又は抄本

なお、**Q5** の場合のように、離婚をした日の翌日から起算して2年以内に家庭裁判所に審判等の申立てをした後、分割割合を定める審判確定等までの間に離婚をした日の翌日から起算して2年を経過したような場合には、更に当該申立日を証明する書面が必要になります。

以上のほか、年金分割の請求の際に必要なとされる資料については、下欄の「**年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……**」欄記載の各窓口にお問い合わせください。

このリーフレットに記載されている内容についてのお問い合わせ先

● 年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……

厚生年金の期間について	●	・全国の年金事務所 ・電話でのお問い合わせは「ねんきんダイヤル」 (TEL 0570-05-1165)
国家公務員の期間について	●	〈国家公務員共済組合の組合員の方及びその配偶者等の方〉 現在勤務されている各省庁の共済組合 〈組合員であった方及びその配偶者等の方〉 国家公務員共済組合連合会年金相談室 (TEL 03-3265-8141 (代表))
地方公務員の期間について	●	現在所属している共済組合又は過去に所属していた共済組合
私立学校教職員の期間について	●	日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部広報相談センター相談室 (TEL 03-3813-5321 (代表))

※ 以上のほか、当事者からの請求により交付される「**年金分割のための情報通知書**」にも、**年金分割制度等についてのお問い合わせ先が記載されています。**

● 審判・調停・人事訴訟に関する手続の詳細は…… 最寄りの家庭裁判所

◆裁判所ウェブサイトのご案内

http://www.courts.go.jp/
裁判所 検索



日本司法支援センター法テラスのご案内
http://www.houterasu.or.jp/



法的トラブルで困った時には
0570-078374
おなやみなし

ご存じですか？ 離婚時の年金分割制度における 家庭裁判所の手続

離婚時の年金分割制度において、家庭裁判所には、離婚した当事者間で分割割合の合意ができないときなどに、分割割合を定めるための手続があります。



家 庭 裁 判 所

※ 離婚時の年金分割制度は、離婚の前に利用することはできませんが、離婚調停における付随事項や離婚の訴え（人事訴訟）における附帯処分として、これらの裁判手続の中で分割割合を定めることは可能です。

人事訴訟の手続については、リーフレット「ご存じですか？ 人事訴訟」もご覧ください。